

募 集

橋本のくらしの幸せをつくる委員会の委員を募集します 【福祉課】

市では、第3次橋本市地域福祉計画の策定にあたり、「橋本のくらしの幸せをつくる委員会」を設置し、市民の立場からの意見をいただくため、公募委員を募集します。

- **応募資格**
20歳以上の市内在住者（本市の職員、市議会議員を除く）
- **応募要項および応募用紙配布・募集期間**
5月7日(木)～21日(木)（土・日曜日を除く）
午前9時～午後5時
※郵送の場合は5月21日(木)必着
- **応募方法**
応募要項をご覧の上、次の書類を持参または郵送、Eメールで提出してください。
● 公募委員応募用紙
● 「地域生活における助け合い」をテーマにした作文（800字程度、書式自由）
※応募書類は返却しません。
※応募要項および応募用紙は、福祉課または市ホームページで入手できます。
- **募集人員** 2人
- **任期**
6月1日から令和5年5月31日まで（予定）
- **報酬**
橋本市報酬及び費用弁償等支給条例の規定に準ずる。
- **選考方法および結果通知**
書類（作文）審査に基づき決定し、結果は文書で通知します。
- **提出先・問い合わせ**
〒648-8585（住所記入不要）
橋本市 健康福祉部 福祉課
☎33-3708
Eメール fukusi@city.hashimoto.lg.jp

令和2年度 橋本市社会教育関係団体の認定申請受付 【生涯学習課】

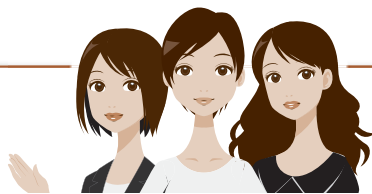
- **受付期間**
5月1日(金)～29日(金)（土・日曜、祝日を除く）
午前8時30分～午後5時15分
- **認定期間** 7月1日～令和3年6月30日
※認定期間中に団体が使用する公共施設の使用料および減免制度の見直しを行う可能性があります。
- **申請書配布場所**
生涯学習課、中央公民館、各地区公民館
- **提出先・問い合わせ** 生涯学習課 ☎33-6112

紀の川河川愛護モニターを募集します 【都市整備課】

- **モニター期間** 7月1日～令和3年6月30日
- **応募資格** 紀の川付近（紀の川から約5km以内）に住む満20歳以上の人
- **募集人員** 若干名（応募者多数の場合は選考）
- **応募期限** 6月1日(月)
- **応募先・問い合わせ**
近畿地方整備局和歌山河川国道事務所河川管理課
☎073-402-0267
※活動内容や応募方法など、詳しくはお問い合わせください。

橋本市少年少女発明クラブの指導員を募集します 【中央公民館】

- 橋本市少年少女発明クラブでは、子どもたちと一緒にクラブ活動を行う指導員と活動をサポートする補助員を募集しています。クラブでは月に一度、市内小学校4年生～6年生を対象に、発明をテーマにした工作や実験など、ものづくり体験を行なっています。資格、経験は不要ですので、ぜひご参加ください。
- **対象** 理科や科学に興味がある人、子どもと関わるのが好きな人など
 - **活動日時**
原則第4土曜日 午前9時30分～11時30分
 - **問い合わせ** 中央公民館 ☎32-0034



女性人材リストへの登録者を募集しています

市では、政策・方針決定過程への女性の参画を促進し、女性ならではの新しい視点や感性を生かして多様な意見を市政に反映させるため、橋本市女性人材リストの登録者を募集します。

- **対象**
● 市内在住、在勤の20歳以上の女性
● 20歳以上の女性で組織する市内の団体
- **登録期間**
登録は随時受け付けています。

- **応募方法**
人権・男女共同推進室で配布している申込書（市ホームページからも入手可）に必要事項を記入の上、直接お持ちいただくか、郵送またはEメールで提出してください。
- **申し込み・問い合わせ**
〒648-8585（住所記入不要）
橋本市 総合政策部 人権・男女共同推進室
Eメール jinken@city.hashimoto.lg.jp

家具転倒防止金具等取付および感震ブレーカー設置補助金について 【危機管理室】

市では、地震が発生した場合の家具転倒や火災による被害を軽減するために、家具転倒を防止する金具や感震ブレーカーの購入および取付けにかかる費用を補助しています。

- **対象** 65歳以上の人のみで構成される世帯など
- **補助金額**
2つの補助金ともに、器具の購入および取付けにかかった費用の2分の1
家具転倒防止金具等取付補助金の上限…… 4,000円
感震ブレーカー設置補助金の上限…… 20,000円
※感震ブレーカーは、分電盤タイプのみとし、新築の際の設置は除きます。
- **申請方法**
申請書に記入の上、必要書類を添付して申し込んでください。申請書は市ホームページで入手できます。
※予算に達した場合、募集を締め切ります。
- **問い合わせ**
危機管理室 ☎33-6105

女性電話相談員養成講座の受講者を募集します 【人権・男女共同推進室】

市では、女性を取り巻くさまざまな悩みや不安をお聞きし、一緒に考える女性電話相談を開設しています。このたび、相談員を養成するための講座を開催しますので、カウンセリングや女性を取り巻く問題に興味のある女性はぜひ受講してください。受講後は相談員（有償）として登録することができます。

- **日程** 7月～令和3年1月予定（全17回）
※詳しい日程については、チラシや市ホームページなどでお知らせします。
- **場所** 教育文化会館
- **参加費** 無料
- **申し込み・問い合わせ**
人権・男女共同推進室 ☎33-1229

移住支援金のご案内 【シティセールス推進課】

東京圏から橋本市への移住定住の促進および中小企業などの人手不足を解消するために、東京圏から橋本市へ移住してきた人に移住支援金を支給します。



- **支給額**
● 2人以上の世帯での移住の場合 100万円
● 単身での移住の場合 60万円
- **支給要件**
移住する直前の10年間のうち、通算5年以上（移住する直前に連続して1年以上）の期間、次のいずれかの要件に該当すること
● 東京23区に在住している
● 雇用保険の被保険者として、東京圏に在住し、東京23区へ通勤している
- **就業に関する要件**
● 「和歌山県就活サイクルプロジェクト」に参画している企業のうち、移住支援金対象企業に就業していること
● 勤務地が東京圏以外の地域に所在すること
● 週20時間以上の無期雇用契約で、申請時において連続して3カ月以上在職していること
● 就業先の企業に申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること
● 転勤、出向、出張、研修などによる勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること
※その他の要件については、市ホームページ（右の携帯電話用二次元コード）を確認していただくか、お問い合わせください。
- **申し込み・問い合わせ**
シティセールス推進課 定住促進係 ☎33-6106



戦没者等の遺族に特別弔慰金が支給されます

戦没者等の遺族で、令和2年4月1日（基準日）において公務扶助料や遺族年金などを受給する人がいない場合、「第11回特別弔慰金」が支給されます。

- **支給対象**（次の①～④の順で最も順位が高い人）
① 令和2年4月1日までに弔慰金の受給権を取得した人
② 戦没者等の子
③ 戦没者等の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかにより、順番が入れ替わります。
④ 戦没者等が死亡するまで継続して1年以上生計をとともにしていた人で上記①～③以外の3親等内の親族



- **支給内容**
額面25万円の5年償還の記名国債
- **請求期限**
令和5年3月31日(金)
※請求期限を過ぎると受給できなくなるので、ご注意ください。
- **請求先・問い合わせ**
福祉課 社会福祉係 ☎33-3708